

働くパパママ育業応援奨励金「パパと協力！ママコース」 育児・介護休業法の運用等に関する相談希望のパパ企業へ 『専門家派遣』 利用案内

東京都が無料で専門家を派遣し、助言いたします！

(公財) 東京しごと財団が実施する「働くパパママ育業応援奨励金『パパと協力！ママコース』」の「取組計画」に関連する**女性従業員の子の父親（パパ）**が在籍する企業等に対し、育児・介護休業法の運用等に関する相談・助言を行う**専門家（社会保険労務士）**を無料で派遣します。

助言内容

- ・育児・介護休業法における制度整備や運用等に関すること
- ・育業促進等に関すること

対象

- ・**女性従業員（ママ）が在籍する企業が「パパと協力！ママコース」を申請予定であり、女性従業員（ママ）の子の父親（パパ）が在籍する企業であること。**
- ・都内で事業を営んでいること。
- ・常用雇用する労働者が2人以上300人以下の中小企業又は一般社団法人等であること。
- ・その他の要件については、下記の「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。

期間回数

派遣を決定してから**令和7年3月31日（月）**までの期間で**最大3回**
※1回あたりの派遣時間は原則2時間以内

募集期間

令和6年4月1日（月）から**令和7年2月12日（水）**まで（消印有効）
※上記期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせて頂きます。

申請方法

申込みは、下記のHPより、「申請書」（様式第1号の2）をダウンロードして、東京都労働相談情報センターへ必要書類を**「郵送」**してください。

※ 派遣終了後に報告書を提出していただきます。

※ 「働きやすい職場環境づくり推進奨励金」及び「働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣」と当専門家派遣を同時に利用することはできません。

※ その他詳細は、「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/josei/katsuyaku/papamama/>



派遣の流れ

申込

必要書類を郵送にてご提出ください。

内容確認

東京都の職員が、課題等についてヒアリングします。
(原則電話)

派遣決定

専門家の派遣を決定し、通知します。

専門家訪問

専門家が企業に伺い、助言を行います。
※提出・申請代行はいたしません。

派遣終了

取組結果を報告してください。

問い合わせ・申請窓口

東京都労働相談情報センター 事業普及課 企業支援担当

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階 電話：03-5211-2248

受付時間：平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

都では男性育業を促進する企業等への支援事業を行っています！

パパ育業に関する奨励金(働くパパコースNEXT)

奨励金内容

<働くパパコースNEXT>

育業しやすい職場環境を整備し、男性従業員に育業をさせた都内企中小業等へ奨励金を支給します。

- 対象 ■ 都内中小企業等（一事業者1回のみ）
- 要件 ■ 都内在勤の男性従業員（雇用保険被保険者）が、子が2歳に達するまでに合計**15日**以上の育業をし、復帰後**3か月以上**継続雇用されていること等
※ その他の要件については、下記の東京しごと財団企業支援部HPをご覧ください。
- 金額 ■ ・**25万円** ～ **330万円**（加算額を含めた最大金額は**410万円**）
※合計15～30日未満の育業の場合25万円、合計30～45日未満の育業の場合55万、合計45日以降は15日の育業ごとに27.5万円を支給。
※育業を支える同僚への応援手当の支給など、従業員の育業を後押しする取組等を行った場合、1項目につき**20万円**を加算

<もっとパパコース>

継続的に育業しやすい法定上の職場環境を複数整備するとともに、複数の男性従業員に育業をさせた都内企業等へ、育業する人数に応じて奨励金を支給します。

- 対象 ■ 都内企業等（大企業を含む）
- 要件 ■ ①都内在勤の**複数の男性従業員**（雇用保険被保険者）が、子が2歳に達するまでにそれぞれ**合計30日以上**育業し、復帰後3か月以上継続雇用されていること
②育児・介護休業法に基づく職場環境整備を令和6年4月1日以降に複数実施していること
※ その他の要件については、下記の東京しごと財団企業支援部HPをご覧ください。
- 金額 ■ ・2人の従業員がそれぞれ合計30日以上育業 + 職場環境整備複数実施 **80万円**支給
・3人目以降5人まで1人につき30万円加算 最大**170万円**（一事業者1回のみ）

申請方法

募集要項を確認の上、東京しごと財団企業支援部HPから申請書等をダウンロードして、ご申請ください。

<HP> <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusyutoku.html>
（申請書類送付先）〒102-0072 千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階



TOKYOパパ育業促進企業の登録

登録制度の概要

男性従業員の育業取得率向上を目的に、取得率が高い企業を「TOKYOパパ育業促進企業」として登録し、取得率に応じた登録マークを付与します。

- 対象 ■ 都内で事業を営む企業等（大企業を含む）
- 要件 ■ ・過去2年会計年度の男性従業員の育業取得率の平均が**50%※**以上であること
※ 登録マークの色：50%以上ブロンズ、75%以上シルバー、100%ゴールド
※ その他の要件については、下記ポータルサイトをご確認ください。
- メリット ■ ・登録マークを自社HP・パンフレット・名刺等のPR活動に利用できます
・都のポータルサイトにて企業情報、取組内容を周知します



ゴールド
(100%)
マーク

申請方法

※ 令和6年5月より申請受付開始予定

家庭と仕事の両立支援ポータルサイト | 男性の育業支援ページ内

<https://www.katei-ryouritsu.metro.tokyo.lg.jp/danseiikukyu/touroku/>

※ 詳細等につきましては、決定次第上記ホームページ内でお知らせいたします。

